

令和8年度

旭川農業水利事業

旭川左岸幹線用水路他ゲート設備製作据付（その3）工事

特 別 仕 様 書

東北農政局 旭川農業水利事業所

旭川農業水利事業旭川左岸幹線用水路他ゲート設備製作据付（その３）工事の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等共通仕様書」（以下「共通仕様書（施）」という。）及び「土木工事等共通仕様書」（以下「共通仕様書（土）」という。）に基づいて実施する。

第2章 工事内容

本工事は、旭川土地改良事業計画に基づき、旭川左岸幹線用水路及び三の堰用水路のゲート設備を改修するものである。

秋田県横手市上境地内他

本工事は、旭川左岸幹線用水路及び三の堰用水路のゲート設備及びその他付帯設備等の製作据付工事で、その概要は次のとおりである。

1) 旭川左岸幹線用水路16号分水工 起伏ゲート

- ① 型式 ステンレス製起伏ゲート
- ② 寸法／数量 純径間 3.50m、扉高 0.75m／1 門

① 型式 ステンレス製スライドゲート

② 寸法／数量 純径間 1.30m、有効高 1.00m／1 門

① 型式 ステンレス製起伏ゲート

② 寸法／数量 純径間 2.30m、扉高 0.90m／1 門

- | | |
|----------|-----|
| (2) 電気設備 | 1 式 |
| (3) 操作設備 | 1 式 |

別紙－１「工事数量表」のほか、第 10 章設計、第 11 章構造及び製作、第 13 章電気通信設備に示すとおりである。

(1) 本工事の施工範囲は、第2章3 工事概要に示す設備の設計、製作、輸送、据付及び試運転調整までの一切とする。

(2) 次に示すものは、本工事の施工対象外とする。

- 1) 仮締切工事及び水替工事（ただし、局部的な小水替は受注者が行うものとする。）
- 2) 資機材の現場搬入道路の設置・撤去及び補修工事
- 3) 責任分界点までの引き込み外線工事
- 4) 既設ゲート設備の撤去工事
- 5) 簡易ゲートの製作・据付工事

第3章 施工条件

1 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日は次のとおりとする。

- (1) 工場製作の工事期間には、休日等4週8休を見込んでいる。
- (2) 現場据付の工事期間には雨天、休日等78日を見込んでいる。

なお、休日等は土曜日、日曜日、祝日、年末年始休暇である。

2 現場技術員

本工事は、共通仕様書（施）第1章1-1-13に規定している現場技術員を配置する。

氏名等については、別に通知する。

3 据付作業時期

据付作業の開始時期は、令和8年10月以降を可能とする。詳細な開始時期は監督職員及び関連工事と調整の上決定するものとする。

4 施工しない日

原則、土曜日及び日曜日、年末年始休暇（12月29日～1月3日）。

なお、冬期間の気象条件等により上記の施工しない日においてやむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

5 施工しない時間帯

原則、平日の午後5時から午前8時まで。

なお、冬期間の気象条件等により上記の施工しない時間帯においてやむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

6 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者の確保などが図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）及び終期を任意に設定できる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別紙-6により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。

ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている218日間よりも短い期間を

工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別紙－６と併せて、休日を確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。

工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。

なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結の日から令和９年３月１２日（工事完了期限日）まで

第４章 現場条件

１ 関連工事等

受注者は、次に示す隣接工事又は関連工事の受注者と相互に協力し、施工しなければならない。

（１）旭川農業水利事業 旭川左岸幹線用水路（その１８）工事（仮称）

（令和８年８月～令和９年３月）（予定）

（２）旭川農業水利事業 三の堰用水路（その４）工事（仮称）

（令和８年８月～令和９年３月）（予定）

（３）県営かんがい排水事業 四の堰地区かんがい排水工事（仮称）

（令和８年１０月～令和９年３月）（予定）

２ 搬入路

現場への搬入路は、４．９ｔ ラフテレーンクレーンの進入が可能である。

３ 第三者に対する措置

（１）保安対策

本工事における交通誘導警備員は計上していないが、現地交通状況等により必要な場合は監督職員と協議するものとする。

（２）その他

既設構造物及び第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任で処理するものとする。

４ 関係機関との調整

受注者は次について必要な調整を行わなければならない。

（１）電源引込及び受電申込み又は受電申込書の作成

５ 安全対策（架空線等公衆物損事故防止）

共通仕様書（土）３－２－２一般事項１ 施工計画（２）において調査把握した工事区域内に存在する架空線等上空施設の下を横断する箇所には、高さ制限を確認するための安全対策施設（簡易ゲート等）を設置するとともに、重機等の横断に際しては適切に誘導員を配置し、誘導指示を行わなければならない。なお、安全対策施設設置の詳細については、施工前

に監督職員の承諾を得なければならない。

第5章 提出図書等

1 承諾図書

共通仕様書（施）第1章1-1-8に示す実施仕様書・計算書及び詳細図の提出は工事の始期から45日以内に提出するものとする。期日までに提出が困難な場合は監督職員と協議するものとする。

また、承諾・不承諾は提出があった日から14日以内に文書で通知するものとする。

2 施工図

受注者は、施工図が第三者の有する著作権を侵害し、発注者が著作権法に従い第三者に損害の回復等の処置を講じなければならないときは、発注者にかわり、その損害を負担し又は回復等の処置を講ずるものとする。

3 官公庁等への手続等

共通仕様書（施）第1章1-1-48に示す書類は次のとおりとする。

受電申請書 提出部数 1部

第6章 仮設

1 工事用電力

据付工事に使用する電力設備及び電力料金は受注者の負担とする。

2 工事用道路

関連工事により造成した工事用道路を使用するものとする。

3 除雪

除雪工は関連工事で実施することとし、本工事には計上していないが、局所的な除雪等本工事での除雪が必要な場合は監督職員と協議するものとする。

第7章 工事用地等

発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は、別途監督職員が指示する。

なお、工事用地等は関連工事と調整の上使用するものとする。

第8章 貸与する資料等

本工事の設計・施工において関連する次の資料は貸与する。

1 資 料 名 令和元年度～令和2年度 旭川農業水利事業

旭川左岸幹線用水路調査測量設計（その3）業務報告書

令和3年度 旭川農業水利事業

三の堰用水路附帯施設他調査設計業務報告書

令和4年度 旭川農業水利事業

旭川左岸幹線用水路四の堰分水工他設計その他業務報告書

- 2 貸与期間 工事契約から工事完成まで
- 3 返納場所 旭川農業水利事業所
- 4 貸与条件 貸与資料の内容については、発注者の許可なく他に公表してはならない。

第9章 試運転調整

本工事で実施する電気設備を含めた試運転調整に要する電力料金（基本料金・使用料金）は受注者において負担する。

なお、試運転調整の実施に当たっては、事前に詳細な実施計画書を作成し、監督職員に提出して承諾を得るものとする。

第10章 設計

1 一般事項

- (1) 受注者は、本章に示す設計条件等に基づき設計図書及び第8章の貸与する資料等について照査し、設備の製造設計を行うものとする。
- (2) 土地改良事業計画設計基準、関係する諸基準及び規格を遵守し、設計条件及び設置条件に対して十分な強度、性能及び機能を有するものとする。
- (3) 耐久性及び安全性並びに維持管理を考慮した構造とする。
- (4) 運転が確実に操作の容易なものとする。
- (5) 設計、製作、据付に当たって特許等を使用する場合はその詳細を明記するものとする。

2 設計諸元

本ゲート設備計画は、次の条件により設計するものとする。

(1) 水門設備の設計条件

仕様項目	旭川左岸幹線用水路16号分水工 起伏ゲート	旭川左岸幹線用水路16号分水工 四の堰分水工ゲート	三の堰用水路新3号分水工 起伏ゲート
形式	ステンレス製起伏ゲート	ステンレス製スライドゲート	ステンレス製起伏ゲート
純径間	3.50m	1.30m	2.30m
扉高（有効高）	0.75m	1.00m	0.90m
ゲート敷高	EL44.060m	EL44.060m	EL42.490m
門数	1門	1門	1門
設計水位前面	EL45.210m	EL45.210m	EL43.490m
設計水位後面	EL44.060m	EL44.060m	EL42.490m
操作水位前面	EL45.210m	EL45.210m	EL43.490m
操作水位後面	EL44.060m	EL44.060m	EL42.490m
堆砂高	0.000m	0.000m	0.000m
水密方式	前面3方ゴム水密	後面4方ゴム水密	前面3方ゴム水密

開閉装置	電動ワイヤドラム式	手動スピンドル式(1本吊)	電動ワイヤドラム式
駆動方式	電動・手動	手動	電動・手動
起立時間	全開より全閉まで 5min程度(電動時)	—	全開より全閉まで 5min程度(電動時)
起立角度	60度	—	60度
揚程	—	1.10m	—
操作方式	機側操作(自動倒伏)	機側操作	機側操作(自動倒伏)
周囲条件	水質:淡水 気温: -20～40℃ 湿度: 5～95%(結露のないこと)	水質:淡水 気温: -20～40℃ 湿度: 5～95%(結露のないこと)	水質:淡水 気温: -20～40℃ 湿度: 5～95%(結露のないこと)
許容応力等	鋼構造物計画技術指針 (水門扉編)による	鋼構造物計画技術指針 (水門扉編)による	鋼構造物計画技術指針 (水門扉編)による

3 材 料

- (1) 主要材料は、JIS規格品又は同等品以上とする。
- (2) 構造計算の結果、決定する使用材料は、製鉄所のミルシート又は引張試験成績書等を提出し、監督職員の承諾を受けるものとする。

材料名	規 格	適 用
一般構造用圧延鋼材	JIS G3101	戸当り埋設部
ステンレス鋼	JIS G4304	扉体、戸当り露出部
ステンレス棒鋼	JIS G4303	扉体、戸当り露出部

第11章 構造及び製作

1 一般事項

- (1) 本設備の製作に必要な機器及び材料は、共通仕様書(施)第2章「機器及び材料」及び第4章「水門設備」によるものとする。
- (2) 本設備の構造及び製作は、共通仕様書(施)第3章「共通施工」及び第4章「水門設備」によるものとする。
- (3) 本設備は、共通仕様書(施)第4章「水門設備」によるものとするが、受注者の新技術及び新製品等があれば提案を行うことが可能である。
- (4) 水門設備の主要部は運転開始から長期の運転に耐えうる設計を行うこと。

2 ゲート設備

(1) 起伏ゲート

1) 扉体

- ア 扉体の材質は、ステンレス材とする。
- イ 操作可能な開度において、有害な振動を起こさない形状、支持機構とする。

2) 戸当り

戸当りの材質は、コンクリート埋設部を除きステンレス材とする。戸当りの取付けボルトは、ステンレス材を使用するものとする。

3) 水密構造

水密ゴムの取付けボルトは、ステンレス材を使用するものとする。

4) 開閉装置

ア 電動ワイヤロープ式とし、操作盤搭載型とする。

イ ワイヤロープの材質は、ステンレス材相当品とする。

ウ 操作方式はフロートによる自動倒伏で、フロート管の材質は、ステンレス材相当品とする。

(2) スライドゲート

1) 扉体

扉体の材質は、ステンレス材とする。

2) 戸当り

戸当りの材質は、コンクリート埋設部を除きステンレス材とする。戸当りの取付けボルトは、ステンレス材を使用するものとする。

3) 水密構造

水密ゴムの取付けボルトは、ステンレス材を使用するものとする。

4) 開閉装置

スピンドルの材質は、ステンレス材相当品とする。

第 12 章 運転操作・制御方式

1 運転操作

水門設備の運転操作内容は、別紙ー 2 「運転操作要領」のとおりとする。

第 13 章 電気通信設備

1 一般事項

(1) 高圧受変電設備、高低圧動力設備に関する一般仕様は、「電気設備標準機器仕様書（令和元年 7 月農林水産省農村振興局設計課）」に準ずるものとする。各設備、機器、器具ごとの仕様、適用規格等（JIS、JEC、JEM 等）は、共通仕様書（施）に係る諸基準に準ずるものとする。

(2) 使用する機器、器具等は日本国内で調達可能なものとする。

(3) 外部から引込み又は引出す電源線・信号線等の接続部には、SPD 等を設置し雷害対策を行うものとする。

(4) 回路構成等

1) ゲート設備の主回路及び制御回路を内蔵し、かつ簡単な回路設計を基本とする。

2) 盤内照明は LED とし、ドアスイッチにより点滅するものとする。

3) スペースヒータはスナップスイッチ及びサーモスタットにより、入・切する。

(5) 指示計及び表示灯

- 1) 電圧計、電流計は広角形とし、電流計はモータごとに対応させる。
- 2) 状態表示及び故障表示は集合表示としランプテストができるものとする。
- 3) 計器類及び表示等は外部より見やすい位置に配置するものとする。

2 設備概要

- (1) 本水門設備の電気設備は、東北電力株式会社 200V（3 相 3 線、50Hz）で受電するものとする。

なお、東北電力株式会社との責任分界点は引込第 1 柱に設置する開閉器の一次側接続点とする。

3 負荷設備等

(1) ゲート開閉装置

1) 旭川左岸幹線用水路 16 号分木工起伏ゲート

- | | | |
|----------|-------------------------------|-----|
| ア 形式 | 電動ワイヤロープ式、20kN、操作盤搭載型、架台付 | 1 基 |
| | 電動機 (200V、0.15kW、4 P、50Hz) | |
| イ 自動転倒装置 | 水位感知フロート装置 | 1 式 |
| ウ ワイヤロープ | SUS304、 ϕ 18 (7×37 SB 種) | 5 m |

2) 三の堰用水路新 3 号分木工起伏ゲート

- | | | |
|----------|-------------------------------|-----|
| ア 形式 | 電動ワイヤロープ式、10kN、操作盤搭載型、架台付 | 1 基 |
| | 電動機 (200V、0.1kW、4 P、50Hz) | |
| イ 自動転倒装置 | 水位感知フロート装置 | 1 式 |
| ウ ワイヤロープ | SUS304、 ϕ 14 (6×37 SB 種) | 4 m |

3) 旭川左岸幹線用水路 16 号分木工四の堰分水ゲート

- | | | |
|---------|---------------|----------------|
| ア 形式 | 手動スピンドル式、10kN | 1 基 |
| | 開度計、カバー付き | |
| イ スピンドル | ϕ 70 | 2 m (ネジ加工 1 m) |

(2) 搭載型操作盤

1) 機器仕様

- | | | |
|----------|-----------------------------|------------|
| ア 形 式 | 開閉機搭載形 | 2 面 |
| イ 使用場所 | 屋外 | |
| ウ 材 質 | ステンレス材 (中板及び遮蔽板は鋼板製) | |
| エ 用 途 | 水門扉数 | 1 門 |
| | 駆動方式 | 電動ワイヤードラム式 |
| オ 概略寸法 | 幅 390mm×高さ 621.5mm×奥行 650mm | 程度 |
| カ 盤面取付機器 | | |
| ア) 名称版 | | 1 式 |
| イ) 交流電流計 | | 1 個 |
| ウ) 交流電圧計 | | 1 個 |

エ) 操作釦 (正面扉内)	6 個
オ) 非常停止釦 (正面扉内)	1 個
カ) 状態表示灯 (集合式)	24 個
キ) 表示確認窓	1 箇所
ク) 操作用正面扉	1 箇所
ケ) 電動操作—手動操作切替スイッチ	1 個
コ) ブザー釦	1 個
キ 盤内取付機器	
ア) 配線用遮断器 3P 30AF	1 個
イ) 零相変流器	1 個
ウ) 3 E リレー	1 個
エ) 漏電リレー	1 個
オ) サーキットプロテクタ 2P 5A	2 個
カ) サーキットプロテクタ 2P 1A	2 個
キ) サージアブソーバ	1 個
ク) ツェナーダイオード	1 個
ケ) 進相コンデンサー 15 μ F	1 個
コ) 盤内スペースヒーター及び温度調節器	1 式
サ) 電磁接触器 (可逆式)	1 個
シ) 電磁接触器 (非可逆式)	1 個
ス) カレントコンバーター	1 個
セ) 補助継電器	1 式
ソ) ノイズフィルタ	1 個
タ) パワーサプライ	1 個
チ) 盤内照明	1 個
ツ) P L C	1 個
テ) 予備品、付属品	1 式

(補助リレー類 各 1 個、予備品箱 1 箱)

(3) 引込開閉器盤

1) 一般事項

電力会社より 200V で受電し、取引用計器及び遮断器を取りつけるものとする。

2) 適用規格

JEM1267

3) 機器仕様

ア 形 式	屋外屋根付電柱取付型
イ 数 量	2 面
ウ 使用場所	屋外
エ 概略寸法	幅 300mm×高さ 830mm×奥行 200mm 程度
オ 材質、板厚	SUS304、1.5mm 以上
カ 盤面取付機器	

ア) 名称板	1 式
キ 盤内取付機器	
ア) 漏電用遮断器 3P 30AF	1 個
イ) 避雷器分離器	1 個
ウ) 電源用避雷器 クラス I	1 個

第 14 章 塗 装

1 一般事項

(1) 外注品の塗装仕様及び塗装色についてはメーカー標準仕様とする。

なお、電気盤の塗装色は、5Y7/1 とする。

(2) 塗装は各部の塗装仕様により施工するものとし、搬入据付等により塗膜の損傷が生じた場合は正規の塗装と同等以上の補修を行い仕上げるものとする。

(3) 扉体、戸当り及び開閉装置のステンレス部材並びにコンクリート埋設部材については塗装を行わないものとする。なお、ステンレス部材は、酸洗いを十分に行うものとする。

第 15 章 据付

受注者は設計変更が生じ、契約変更に必要な測量・設計図書の作成を監督職員から指示された場合は、それに応ずるものとする。

なお、その経費については別途協議するものとする。

1 一般事項

据付は、共通仕様書（施）第 3 章第 7 節から第 13 節によるものとし、特記及び追加事項は次によるものとする。

2 据付基準点

本工事の据付基準点は、据付に先立ち監督職員が指示する。

3 機械設備

(1) 設備の配置は、操作及び保守点検が容易なように配置するものとする。

(2) 設備の据付に重機械を使用する場合は、既設構造物に損傷を与えないように留意するものとする。

(3) 扉体の据付に当たっては、損傷を与えないように、かつ機能を十分に発揮するように正確に据付なければならない。

(4) 小配管設備の振動絶縁等が必要な所にはフレキシブルジョイントを設けるものとする。

4 電気設備

(1) 配線、配管は、機器等への立上り部は、可とう電線管（ビニル被覆金属製）を使用する。

(2) 電気設備技術基準に基づき D 種接地を設けるものとする。

(3) 電線等を地中埋設する場合は、その位置が明確になるようにしなければならない。

- (4) 電気盤、電気設備用配管類の据付は、地震時における水平移動・転倒等の事故を防止するため、法令・基準等に準拠した耐震設計を行い、監督職員の承諾を受け施工するものとする。

なお、電気盤については、日本電機工業会（JEMA）技術資料「配電盤・制御盤の耐震設計指針（JEM-TR144）」、電気設備用配管類については、日本建築センター「建築設備耐震設計・施工指針」を使用する。

また、耐震クラスは「電気設備計画設計技術指針」に示すBクラスとする。

- (5) 電気設備を固定するアンカーボルトに、あと施工アンカーを使用する場合は、おねじ形の金属拡張アンカー又は接着系アンカーを使用するものとする。なお、めねじ形の金属拡張アンカーは原則として使用しないものとする。

- 5 付帯土木工事は、別添図のとおり本工事で施工する2次コンクリートの施工範囲以外は関連工事で施工することとしている。

6 据付材料

本工事で据付時に使用する主要材料は、共通仕様書（施）第2章によるものとし、特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(1) 規格及び品質

本工事で据付時に使用する主要材料の規格及び品質は下記によるものとする。

1) コンクリート

コンクリートはレディーミクストコンクリートとし、種類は次のとおりとする。

種類	呼び強度 (N/mm ²)	スラブ [°] (cm)	粗骨材の 最大寸法 (mm)	W/C (%)	セメントの 種類	使用目的
鉄筋コンクリート	21	12	25	55 以下	BB	二次コンクリート

※ 粗骨材最大寸法 25mm は、地域的に骨材の入手が困難な場合 20mm の使用を可能とする。

(2) 見本又は資料提出

次に示す工事用材料は、使用前に見本、カタログ、試験成績書等を監督職員に提出し承諾を得なければならない。

材料名	提出物
コンクリート	配合計画書、試験成績書
アンカーボルト	カタログ、試験成績書
配線・配管類	カタログ

7 特定建設資材の分別解体等

本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。

	工程	作業内容	分別解体等の方法
工種ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他	その他 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

第 16 章 試験及び検査

1 書類限定検査の実施について

(1) 検査職員による検査について、下記の 9 書類に検査時の資料を限定し資料検査を行うものとする。

なお、これによりがたい場合は、事前に追加書類を受注者に通知するものとする。

①施工計画書	⑥出来形管理図表
②施工体制台帳 (下請けとの関係及び下請引取検査書類を含む。)	⑦品質管理図表
③打合せ簿 (協議)	⑧工事材料品質証明書
④打合せ簿 (承諾)	⑨工事写真
⑤打合せ簿 (提出)	

(2) 書類限定検査に係る実施状況や改善点等を把握するためのアンケートを実施する場合には協力するものとする。

第 17 章 施工管理等

1 主任技術者等の資格

主任技術者等の資格は、入札公告による。

2 施工管理

施工管理は、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等施工管理基準」及び共通仕様書(施)による。

なお、これらに定められていない事項については、受注者の基準によるが、この場合はあらかじめ監督職員の承諾を得るものとする。

3 工事写真における黒板情報の電子化について

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得た上で黒板情報の電子化を行うことができる。

黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（１）から（４）によりこれを実施するものとする。

（１）使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等(以下「機器等」という。)は、「土木工事施工管理基準 別表第２ 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき記号のリスト (CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。

（２）機器等の導入

- １）黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
- ２）受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

（３）黒板情報の電子的記入に関する取り扱い

- １）受注者は、（１）の機器を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。
- ２）本工事の工事写真の取り扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第２ 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領(案)」にするものとする。なお、上記１）に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）６ 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。
- ３）黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写しこんだ写真を撮影する必要はない。

（４）写真の納品

受注者は、（３）に示す、黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時に

URL (http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html)のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

（５）費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

4 工事現場等における遠隔確認について

- (1) 本工事は、施工段階確認、材料検査、立会等による確認を受注者が動画撮影用カメラにより撮影した映像と音声を監督職員等に同時配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニター上で工事現場等の確認（以下「遠隔確認」という）を行う工事である。
- (2) 遠隔確認の活用は、別紙－3「工事現場等における遠隔確認に関する実施要領」によるものとする。
- (3) 農林水産省が推奨する Web 会議システムは、Microsoft Teams である。
- (4) 通信環境が整わない現場や遠隔確認が非効率となる場合も想定されることから、受発注者の協議により遠隔確認の適用・不適用を決定するものとする。

第 18 章 条件変更の補足説明

本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書と異なる場合、あるいは設計図書に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。

- 1 設計諸元等条件変更に係るもの
- 2 関連工事との調整に係るもの
- 3 不可抗力によるもの
- 4 法・基準の改正に係るもの
- 5 第三者との協議に係るもの
- 6 歩掛調査・諸経費動向調査の追加に係るもの
- 7 除雪が必要となった場合
- 8 その他本仕様書に定めのないもの

第 19 章 公共事業関係調査に対する協力

受注者は、本工事が公共事業関係調査の対象となった場合、協力しなければならない。

第 20 章 その他

1 電子納品

工事完成図書を、共通仕様書（施）第 1 章 1－1－28 及び第 1 章 1－1－30 に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

工事完成図書の電子媒体（CD-R 又は DVD-R） 正副 2 部

2 配置予定監理技術者等の専任期間

請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。

また、現場への専任期間については、契約工期が基本となるが、契約工期内であっても、工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）事務手続、後

片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。

さらに、工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間については、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の監理技術者等がこれらの製作を一括管理することができる。

3 契約後VE提案

(1) 定 義

「VE 提案」とは、工事請負契約書第 19 条の 2 の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

(2) VE 提案の意義及び範囲

1) VE 提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。

2) ただし、次の提案は、VE 提案の範囲に含めないものとする。

ア 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案

イ 工事請負契約書第 18 条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案

ウ 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

(3) VE 提案書の提出

1) 受注者は、(2) の VE 提案を行う場合、次に掲げる事項を VE 提案書（共通仕様書（施）工事関係書類（様式 6）様式 1～様式 4）に記載し、発注者に提出しなければならない。

ア 設計図書に定める内容と VE 提案の内容の対比及び提案理由

イ VE 提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）

ウ VE 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠

エ 発注者が別途発注する関連工事との関係

オ 工業所有権を含む VE 提案である場合、その取り扱いに関する事項

カ その他 VE 提案が採用された場合に留意すべき事項

2) 発注者は、提出された VE 提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

3) 受注者は、VE 提案を契約締結の日より、当該 VE 提案に係る部分の施工に着手する日 35 日前までに、発注者に提出できるものとする。

4) VE 提案の提出費用は、受注者の負担とする。

(4) VE 提案の適否等

- 1) 発注者は、VE 提案の採否について、原則として、VE 提案を受領した日の翌日から 14 日以内に書面（共通仕様書 様式 6－5）により通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得たうえでこの期間を延長することができるものとする。
- 2) また、VE 提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。
- 3) VE 提案の審査にあたっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。
- 4) 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 19 条の 2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。
- 5) 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行うものとする。
- 6) 前項の変更を行う場合においては、VE 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する額（以下「VE 管理費」という。）を削減しないものとする。
- 7) VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者が VE 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。
- 8) 発注者は、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）第 1 項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合の前記カの VE 管理費については、変更しないものとする。

ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(5) VE 提案書の使用

発注者は、VE 提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容を無償で使用する権利を有するものとする。

(6) 責任の所在

発注者が VE 提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE 提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

4 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省 WEB サイト）を十分に理解の上、対応するものとする。

(1) 工事円滑化会議（施工条件確認会議）

工事契約後に、円滑な工事着手時が図れるよう事業所長、次長、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。

なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(2) 工事円滑化会議（工程確認会議）

工事着手時及び新工種発生時等において、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、主任監督員（主催）、監督員が、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。

なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(3) 設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続や工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について、高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。

なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員と協議し定めるものとする。

(4) 建設コンサルタントの出席

上記（１）、（２）及び（３）の会議に必要な応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。

なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関らず変更契約の対象としない。

(5) 工事円滑化会議及び設計変更確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿（共通仕様書 様式-42）に記録し、相互に確認するものとする。

5 工事付属品

本工事で製作据付した設備の維持管理及び運転操作に必要な図書等は、工事付属品として監督職員の指示する場所に１部を備え付けなければならない。

6 地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、積算基準の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- (2) 発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- (3) 受注者は、(2) により発注者から示された割合を参考にして、発注者が別に示す実績変更対象経費に係る費用の内訳を記載した実績変更対象経費に関する実施計画書（別紙－４）を作成し、監督職員に提出するものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書（別紙－５）を作成するとともに、変更実施計画書に記載した計上金額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事積算基準に基づき算出した額」から「実施計画書（別紙－４）に記載された共通仮設費（率分）と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「(4) 証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

7 快適トイレの改善の試行

本工事は、だれでも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

(1) 内容

受注者は、現場に以下のア～サの仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。
ただし、シ～チについては、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- ア 洋式（洋風）便器
- イ 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- ウ 臭い逆流防止機能
- エ 容易に開かない施錠機能
- オ 照明設備
- カ 衣類掛け等のフック又は荷物の置ける棚等（耐荷重を 5 kg 以上とする）

【付属品として備えるもの】

- キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ク 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- ケ サニタリーボックス
- コ 鏡と手洗器

サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

シ 便房内寸法900×900mm 以上（面積ではない）

ス 擬音装置（機能を含む）

セ 着替え台

ソ 臭気対策機能の多重化

タ 室内温度の調整が可能な設備

チ 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

（２）快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記（１）の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格、基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】ア～カ及び【付属品として備えるもの】キ～チの費用については、従来品相当を差し引いた後、57,000 円／基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量は、現場毎に必要性を協議の上、決定する。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

（３）快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。

８ 週休２日による履行実績取組証明書の発行

（１）本工事は、週休２日制工事の促進における履行実績取組証明書（以下「履行実績取組証明書」という。）の発行を行う工事である。

（２）「週休２日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、４週８休以上となることをいい、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（８日／28 日） 以上の水準に達する状態をいう。なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。

１）対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から１月３日までの６日間、８月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

２）現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、１日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。

３）降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

- (3) 週休2日（4週8休以上）の実施方法は、次によるものとする。受注者は、工事完成までに監督職員へ取組実績を報告する。報告は、現場閉所実績が記載された日報、工程表等により行うものとする。
- (4) 監督職員は、受注者からの報告により現場閉所状況が4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）と確認した場合は、履行実績取組証明書（別紙－7）を発行するものとする。

9 熱中症対策に資する現場管理費の補正

- (1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。
- (2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。
- 1) 真夏日
日最高気温が30℃以上の日をいう。
- 2) 工期
準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。
- 3) 真夏日率
以下の式により算出された率をいう。
- $$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$$
- (3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。
- (4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。
- なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。
- ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。
- (5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。
- (6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。

$$\text{補正値（\%）} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数※}$$

※ 補正係数：1.2

10 総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）について

- (1) 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式（包括的

単価個別合意方式)の対象工事である。

(2) 受発注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

11 CORINSへの登録

技術者の従事期間は、契約(変更の場合は、変更契約)工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。

12 木材

受注者は、設計図書に木材の使用について指定されている場合にはこれに従うものとし、工事看板や任意仮設等においても木材利用の促進に留意しなければならない。

13 1日未満で完了する作業の積算

- (1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算(以下「1日未満積算基準」という。)は、変更積算のみに適用する。
- (2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。
- (3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料(見積書、契約書、請求書等)により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。

14 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家の就労機会の確保について

- (1) 受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配意しつつ、被災地域における被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。なお、被災地域における被災農林漁家を雇用した場合は、月毎の被災農林漁家の雇用実績人数を提出すること。
- (2) 発注者は、被災農林漁家の雇用実績を確認した場合は、工事成績評価別紙7に示す「6. 社会性等」に、次の評価項目を追加した上で最大7.5点を加点点評価する。ただし、工事成績評価の合計は100点を超えないものとする。

[事業(務) 所長]

【被災農林漁家の就労機会の確保】

- ☐ 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を雇用した。
- ☐ 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を複数名又は長期に渡って雇用した。
- ☐ 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を複数名、長期に渡って雇用した。

第 21 章 定めなき事項

- 1 契約書、設計図面、及び本仕様書に示されていない事項であっても構造、機能上又は製作据付上当然必要と認められる軽微な事項については受注者の負担で処理するものとする。
- 2 この仕様書に定めない事項又は、この工事の施工にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別紙ー1

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
直接製作費				
・ 水門扉製作工	旭川左岸幹線用水路16号 分水工起伏ゲート			
・ ・ 扉体工				
・ ・ ・ 扉体工（材料費）－水門扉－		式	1.000	
・ ・ ・ 扉体工（労務費及び塗装費）		式	1.000	
・ ・ 戸当り工				
・ ・ ・ 戸当り工（材料費）－水門扉－		式	1.000	
・ ・ ・ 戸当り工（労務費及び塗装費）		式	1.000	
・ ・ 開閉装置工				
・ ・ ・ 開閉装置（機器単体費・リヤロープ式）		式	1.000	
・ 小形水門扉製作工	旭川左岸幹線用水路16号 分水工四の堰分水ゲート			
・ ・ 扉体工				
・ ・ ・ 扉体工（材料費）－小形水門－		式	1.000	
・ ・ ・ 扉体工（労務費及び塗装費）		式	1.000	
・ ・ 戸当り工				
・ ・ ・ 戸当り工（材料費）－小形水門－		式	1.000	
・ ・ ・ 戸当り工（労務費及び塗装費）		式	1.000	
・ ・ 開閉装置工				
・ ・ ・ 開閉装置（機器単体費・スピンドル式）－小形水門－		式	1.000	
・ 電気設備工				
・ ・ 引込設備工				
・ ・ ・ 引込設備工		式	1.000	
・ ・ 扉体工				
・ ・ ・ 扉体工（材料費）－水門扉－		式	1.000	
・ ・ ・ 扉体工（労務費及び塗装費）		式	1.000	

別紙ー 1

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
・ ・ 戸当り工				
・ ・ ・ 戸当り工（材料費）－水門扉－		式	1. 000	
・ ・ ・ 戸当り工（労務費及び塗装費）		式	1. 000	
・ ・ 開閉装置工				
・ ・ ・ 開閉装置（機器単体費・ワイヤーロープ式）		式	1. 000	
・ 電気設備工				
・ ・ 引込設備工				
・ ・ ・ 引込設備工		式	1. 000	
直接工事費				
・ 輸送費				
・ ・ 輸送費	旭川左岸幹線用水路16号 分木工起伏ゲート			
・ ・ ・ 輸送費（河川用水門）		式	1. 000	
・ ・ 輸送費	旭川左岸幹線用水路16号 分木工四の堰分水ゲート			
・ ・ ・ 輸送費（河川用水門）		式	1. 000	
・ ・ 輸送費	三の堰用水路新3号分水 工起伏ゲート			
・ ・ ・ 輸送費（河川用水門）		式	1. 000	
・ 水門扉据付工	旭川左岸幹線用水路16号 分木工起伏ゲート			
・ ・ 水門扉据付工				
・ ・ ・ 水門扉据付工		式	1. 000	
・ ・ ・ 水門扉据付工（直接経費）		式	1. 000	
・ ・ ・ 水門扉据付工（二次コンクリート及び型枠）		式	1. 000	
・ ・ ・ ・ SP コンクリート	無筋・鉄筋構造物, 人力打 設, 計上する, -, 特殊養生 (練炭、ジェットヒータ), -, 無 し, -, なし, 21-12- 25(20) (高炉B) W/C55%	m ³	2. 200	
・ ・ ・ ・ SP 型枠	一般型枠, 鉄筋・無筋構造 物	m ²	5. 200	
・ ・ ・ ・ 鉄筋工（加工・組立）	加工・組立, 一般構造 物, D16, SD295, あり	ton	0. 180	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
・ 小形水門扉据付工	旭川左岸幹線用水路16号 分木工四の堰分水ゲート			
・ ・ 小形水門扉据付工				
・ ・ ・ 水門扉据付工及び直接経費（小形水門）		式	1. 000	
・ 電気盤類据付工(用排水機以外)				
・ ・ 電気共通設備工(用排水機以外)	旭川左岸幹線 16号分水 工			
・ ・ ・ 配管工		式	1. 000	
・ ・ ・ 配線工		式	1. 000	
・ ・ ・ 配線機器等設置工（用排水機以外）		式	1. 000	
・ ・ ・ 建柱及び支線設置工（用排水機以外）		式	1. 000	
・ ・ ・ 接地工（用排水機以外）		式	1. 000	
・ 水門扉据付工	三の堰用水路新 3 号分水 工起伏ゲート			
・ ・ 水門扉据付工				
・ ・ ・ 水門扉据付工		式	1. 000	
・ ・ ・ 水門扉据付工（直接経費）		式	1. 000	
・ ・ ・ 水門扉据付工(二次コンクリート及び型枠)		式	1. 000	
・ ・ ・ ・ SP コンクリート	無筋・鉄筋構造物, 人力打 設, 計上する, -, 特殊養生 (練炭、ジェットヒータ), -, 無 し, -, なし, 21-12- 25(20) (高炉B) W/C55%	m3	1. 500	
・ ・ ・ ・ SP 型枠	一般型枠, 鉄筋・無筋構造 物	m ²	6. 800	
・ ・ ・ ・ 鉄筋工（加工・組立）	加工・組立, 一般構造 物, D16, SD295, あり	ton	0. 150	
・ 電気盤類据付工(用排水機以外)				
・ ・ 電気共通設備工(用排水機以外)	三の堰 新 3 号分水工			
・ ・ ・ 配管工		式	1. 000	
・ ・ ・ 配線工		式	1. 000	
・ ・ ・ 配線機器等設置工（用排水機以外）		式	1. 000	
・ ・ ・ 建柱及び支線設置工（用排水機以外）		式	1. 000	

別紙－ 1

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
・・・接地工（用排水機以外）		式	1. 000	

「運轉操作要領」

1 運転監視操作の概要

(1) 運轉監視操作

本ゲート設備は、ゲート開閉装置搭載型操作盤による機側からの単独操作及び自動操作とする。

(2) 運転監視操作の優先順位

運転監視操作の優先順位は、単独操作、自動操作の順とする。

2 運転監視操作の内容

(1) 单独操作

単独操作は、運転操作員がその動作を確認しながら運転する方式である。

(2) 自動操作

自動操作は、フロートにより感知した幹線用水路水位が上限設定水位に達したとき、起伏ゲートを自動的に倒伏する操作である。

3 各ゲートの動作

(1) 各分水工共通

ア 平常時は単独操作によりゲート開度を調整する。

イ 自動倒伏後の起立動作は、単独操作により行う。

(2) 旭川左岸幹線用水路16号分水工起伏ゲート

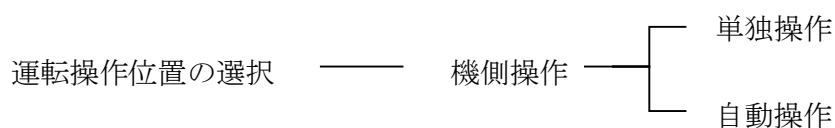
ア 幹線用水路水位が扉体高+40cmに達したとき、自動操作により倒伏動作を行う。

(3) 三の堰用水路新3号分水工起伏ゲート

ア 幹線用水路水位が扉体高+10cmに達したとき、自動操作により倒伏動作を行う。

4 操作場所と運転監視操作

(1) 各分水工



5 保護警報及び故障表示

異常状態を機側操作盤に表示すると共に、ブザー警報を発するものとする。

(1) 保護項目

ア 非常停止

イ 3E動作

ウ MCCBトリップ^o

工 接点溶着

才 PLC異常

力 起立トルク

⚡ 漏電

工事現場等における遠隔確認に関する実施要領

１ 総則

１－１ 目的

本実施要領は、国営土地改良事業等の工事現場等における監督職員等の施工段階確認、材料検査、立会等（以下「立会等」という。）について、受注者が動画撮影用カメラで撮影した映像と音声を Web 会議システムにより監督職員等に配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニターで工事現場等の確認を行うもの（以下「遠隔確認」という。）であり、この情報通信技術を活用して、受発注者の業務効率化を図ることにより、働き方改革の促進と生産性向上を実現することを目的とするものである。

１－２ 対象工事

原則、全ての工事を対象とする。

ただし、通信環境が整わない現場や工種によって不十分、非効率になることが明確な場合は、この限りではない。

１－３ 適用

本実施要領は、土木工事共通仕様書及び施設機械工事等共通仕様書で定義する立会等の遠隔確認に適用し、監督職員等が確認するのに十分な情報を得ることができる場合に通常の立会等に代えることができる。

なお、動画撮影用カメラの活用は、立会等だけではなく設計図書と施工現場条件の不一致の確認、工事事故時の早期報告及び受注者の創意工夫等の報告など受発注者双方が積極的にその機能を活用する行為を妨げるものではない。

２ 機器構成と仕様

遠隔確認に使用する動画撮影用カメラは受注者が準備するものとし、Web 会議システムは農林水産省が推奨するシステム（以下「推奨システム」という。）を使用する。なお、受注者は動画撮影用カメラに推奨システムをインストールし運用するものとする。

ただし、動画撮影用カメラを発注者側で準備している場合や推奨システムが現場確認に適さない場合は、受発注者間の協議により使用する機器を定めるものとする。

３ 遠隔確認の実施

３－１ 施工計画書の提出

遠隔確認の実施に当たっては、受注者は次の事項を施工計画書に記載して監督職員の確認を受けなければならない。

（１）適用種別

本実施要領を適用する立会等の項目を記載する。

（２）機器仕様

本実施要領に基づき使用する動画撮影用カメラの機器と仕様を記載する。

本実施要領を適用する立会等の実施時期・場所等を記載する。

(3) 実施時期・場所等

本実施要領を適用する立会等の実施時期・場所等を記載する。

3-2 事前準備

受注者は遠隔確認に先立ち、監督職員に工種、確認内容、確認希望日時等を記入した立会願を提出しなければならない。

なお、立会等の時間は、発注者の勤務時間内とする。ただし、監督職員がやむを得ない理由があると認めた場合はこの限りではない。

3-3 遠隔確認の実施

(1) 資機材の確認

受注者は、事前に監督職員等と使用する動画撮影用カメラ等の通信状況について確認を行わなければならない。

(2) 確認箇所の把握

受注者は、監督職員等が遠隔確認箇所の位置を把握するために映像により確認箇所周辺の状況を伝えなければならない。

(3) 確認の実施

受注者は、「工事名」、「工種」、「確認内容」、「設計値」、「測定値」などの必要な情報について適宜電子黒板等を用いて表示する。

なお、受注者は必要な情報を冒頭で読み上げ、監督職員等から実施項目の確認を得ること。確認終了時には、確認箇所の内容を読み上げ、監督職員等による結果の確認を得ること。

(4) 結果の報告

受注者は、監督職員から遠隔確認による施工段階確認を受けた場合、施工段階確認簿をその都度作成して速やかに監督職員へ提出する。

4 遠隔確認の記録と保存

受注者は、遠隔確認の映像と音声を配信するのみであり、記録と保存を行う必要はない。

ただし、現場技術員が遠隔確認を行った結果は、使用するパソコンにて遠隔確認の映像（実施状況）を画面キャプチャ（パソコンの画面表示を静止画像として保存）等で記録し、情報共有システム（ASP）等を活用して監督職員に提出する。

5 留意事項

遠隔確認の活用に際しては、以下に留意すること。

(1) 受注者は、被撮影者である当該工事現場の作業員に対して撮影の目的や用途等を説明して承諾を得ること。

(2) 長時間動画用撮影カメラで撮影する場合、作業員のプライバシーを侵害する音声情報が含まれる可能性があるため留意すること。

(3) 受注者は、施工現場外が可能な限り映り込まないように留意すること。

(4) 受注者は、原則映像を記録する必要はないが、公的でない建物の内部や人物が意図せず映り込んでしまった場合は、記録映像から人物等を特定できないように必要な措置を行うこと。

(5) 動画撮影用カメラの使用は意識が対象物に集中し、足下への注意が薄れたり、カメラの保持・操作のために両手が塞がることにより、転倒等の事故につながる場合がある。そのため撮影しながら移動する場合は進行方向の段差・障害物の有無を確認するなど、安全

対策に留意すること。

- (6) 電波状況等により遠隔確認が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行う。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。
- (7) 本実施要領によりがたい場合は適宜受発注者間で協議すること。

6 工事現場における掲示の記載

受注者は、下記の記載例を基に作成した掲示板を工事現場に設置して周辺住民の理解に努めなければならない。

記 載 例
当現場は、遠隔確認活用実施工事であり、動画撮影用カメラによる撮影を行っています。
問合せ先：〇〇工事責任者 現場代理人氏名、連絡先

7 フォローアップ調査

本実施要領に基づき実施した工事の受発注者を対象として、課題抽出やより効率的な取組を行うためのフォローアップ調査の依頼があった場合は対応することとする。

8 積算

(1) 積算方法

遠隔確認に使用する機器等は原則リースとし、その費用は工事实施に必要な施工管理費用（技術管理費）として見積徴収して全て計上する。

計上に当たっては、現場管理費率や一般管理費率による計算の対象外とするため「一括計上価格」とする。

やむを得ず機器等の購入が必要な場合はその購入費に対して機器等の耐用年数に使用期間割合を乗じた金額を計上する。また、受注者が所有する機器等を使用する場合も同様とする。

なお、発注者が所有する機器等を使用する場合は受発注者間で費用を協議することとし、追加で必要となる費用を計上する。

(2) 機器等の耐用年数

代表的な機器等の耐用年数については表－１のとおりであるが、これによりがたい場合は受発注者間で協議して決定する。

表－１ 代表的な機器の耐用年数

機器等の名称	耐用年数
カメラ、ネットワークオペレーティングシステム、アプリケーションソフト	５年
ハブ、ルーター、リピーター、LAN ボード	１０年

※ 国税庁ホームページ公表資料から引用

別紙－ 4

実績変更対象費に関する実施計画書

費 目		費 用	内 容	計上額
共 通 仮 設 費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者 宿舎、倉庫、材料保管場所等 の敷地借上げに要する地代及 びこれらの建物を建築する代わ りに貸しビル、マンション、民家 等を長期借上げする場合に要 する費用	
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿 泊する場合に要する費用	
		労働者送 迎費	労働者をマイクロバス等で日々 当該現場に送迎輸送(水上輸 送を含む)をするために要する 費用(運転手賃金、車両損料、 燃料費等含む)	
	小 計			
現 場 管 理 費	労 務 管 理 費	募集及び 解散に要 する費用	労働者の赴任手当、労働者の 帰省旅費、労働者の帰省手当	
		賃金以外 の 食 事、 通勤等に 要する費 用	労働者の食事補助、交通費の 支給	
	小 計			
合 計				

別紙－５

実績変更対象費に関する変更実施計画書

費 目		費 用	内 容	計上額 (当初)	計上額 (変更)	差額
共 通 仮 設 費	営 繕 費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用			
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用			
		労働者送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送(水上輸送を含む)をするために要する費用(運転手賃金、車両損料、燃料費等含む)			
	小 計					
現 場 管 理 費	労 務 管 理 費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当			
		賃金以外の食事、通勤等に要する費用	労働者の食事補助、交通費の支給			
	小 計					
合 計						

(別記様式)

工 期 通 知 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(分任) 支出負担行為担当官
〇〇 〇〇 様

住所
商号又は名称
氏名 印

次のとおり工期を定めたので通知します。

工 事 名	〇〇〇〇工事
工 事 場 所	〇〇県〇〇市〇〇
契約予定年月日	令和 年 月 日
工 事 の 始 期	令和 年 月 日
工 期	工 事 の 始 期 から (〇〇〇日間) 令和 年 月 日 まで

※契約の締結までに提出すること。
※契約書には本通知書により通知した工期（工事の始期及び終期）を記載する。

(別紙)

年月日

(受注者)

会社名

現場代理人

〇〇〇〇

殿

(発注者)

総括監督員

〇〇〇〇

週休 2 日制工事の促進における履行実績取組証明書（通知）

貴社が受注した下記の工事について、週休 2 日の取組状況を確認した結果、現場閉所率が28.5%(8日/28日)以上を達成したことを確認したので通知します。

記

- | | | |
|---|-------|---------------|
| 1 | 工 事 名 | 〇〇事業 〇〇工事 |
| 2 | 工 期 | 〇年〇月〇日～〇年〇月〇日 |

令和8年度 旭川農業水利事業

旭川左岸幹線用水路他ゲート設備製作据付（その３）工事

目 录

[illegible]